

第1章

総論



## I 計画策定の趣旨等

### 1 策定の趣旨

平成 18（2006）年4月に、障害種別に関わらないサービスの提供や身近な市町による一元的なサービス提供などが盛り込まれた「障害者自立支援法」が施行されました。

県では、市町の障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、障害福祉サービスや地域生活支援事業などの提供体制の整備を計画的に進めるため、これまで第1期から第5期までの計画を作成してきました。

また、障害者の望む地域生活の支援の充実や障害児支援の多様化したニーズへのきめ細やかな対応を図るために、平成 30（2018）年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部改正が施行され、これまでの障害福祉計画に併せて、新たに障害児福祉計画を策定しました。

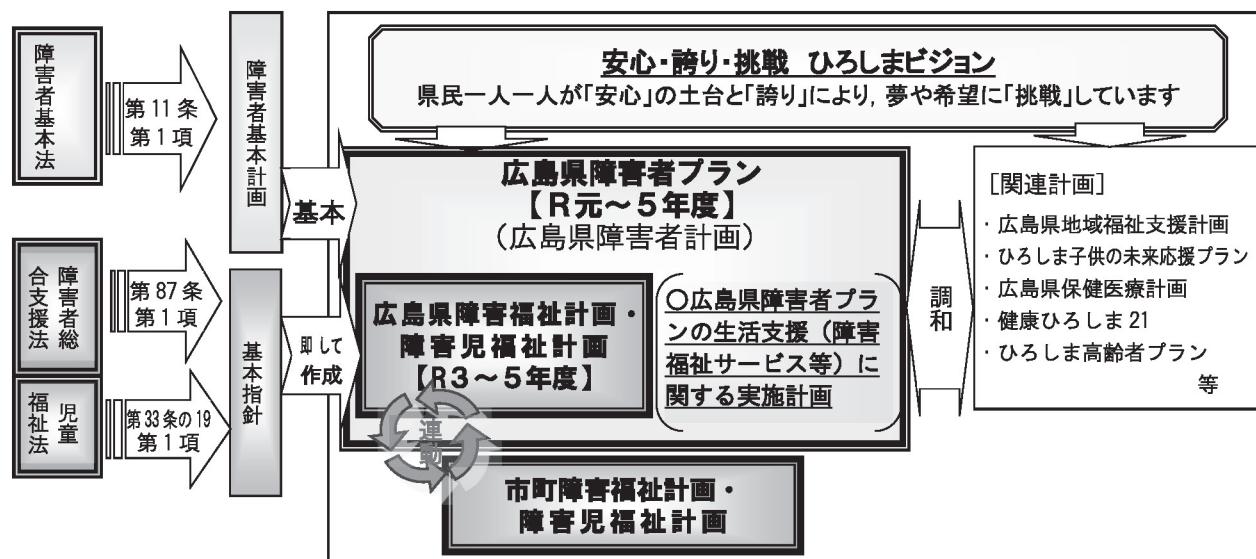
令和 2（2020）年度末で、第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画の期間が終了しますが、県は、障害者及び障害児が、地域で安心して生活できる環境の整った社会の実現を目指に、これまでの計画の達成状況や、今後想定される障害福祉サービス等のニーズを踏まえ、令和 3（2021）年度から令和 5（2023）年度までの 3 年間を計画期間とする第 6 期広島県障害福祉計画及び第 2 期広島県障害児福祉計画を一体的に策定します。

### 2 計画の位置付け

広島県障害福祉計画は、障害者総合支援法第 89 条第 1 項に基づく「都道府県障害福祉計画」であり、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する計画です。

広島県障害児福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 22 第 1 項に基づく「都道府県障害児福祉計画」であり、障害児通所支援等の提供体制の確保に関する計画です。

また、両計画は、障害者の社会参加・参画に向けた障害者の生活全般にわたる幅広い施策のための計画として定めている「広島県障害者プラン」（計画期間：令和元年度～令和 5 年度）の生活支援（障害福祉サービス等）に関する実施計画としても位置付けています。



### 3 計画の基本理念、目指す姿

この計画は、広島県障害者プランの生活支援（障害福祉サービス等）に関する実施計画であるため、現プランの基本理念・目指すべき姿を共通認識とし、施策を推進します。

**【基本理念】**

すべての県民が障害の有無にかかわらず、広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かったと心から思え、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現

**【目指すべき姿①】**

障害の有無にかかわらず、誰もがお互いを大切にし、認め支え合い、生きがいを持って暮らせる「共生社会」の実現

**【目指すべき姿②】**

障害の有無にかかわらず、誰もが身近な地域で安心して生活ができる環境を整えることによる県民生活の質（QOL）の向上



**【10年後の目指す姿】**

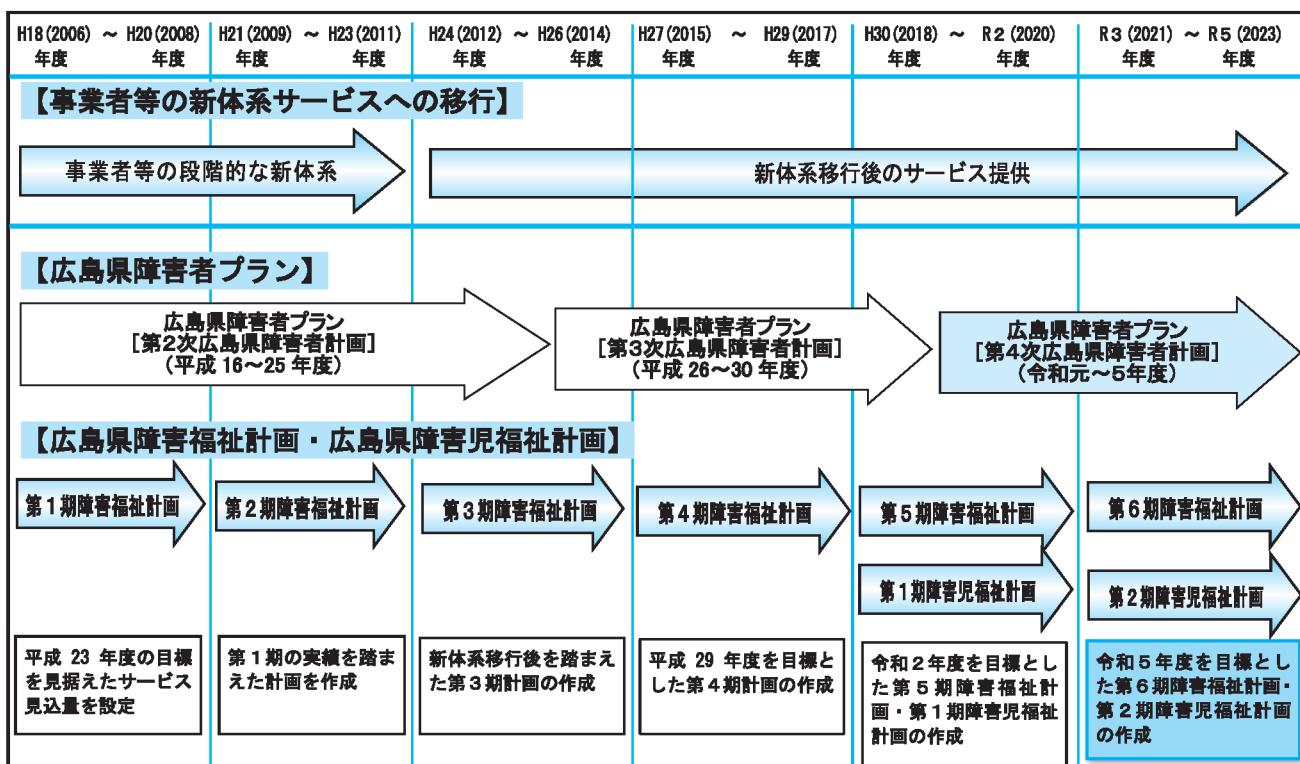
県民の障害に対する正しい理解が進み、障害特性に応じた総合的な支援が行われることで、障害者とその家族が、地域社会の中で安心して暮らしています。

### 4 計画の期間

第6期広島県障害福祉計画・第2期広島県障害児福祉計画は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とします。

**《参考：広島県障害者プラン》**

本計画を実施計画と位置付けている「広島県障害者プラン（第4次広島県障害者計画）」の計画期間は、令和元（2019）年度から令和5（2023）年度までの5年間となっています。



## 5 計画の点検・評価

### (1) 広島県障害者施策推進協議会

県は、障害者、障害者団体、障害福祉事業者団体、学識経験者等から構成される「広島県障害者施策推進協議会」にこの計画の進捗状況を毎年度報告し、点検・評価を受けるとともに、必要に応じてこの計画の内容を見直します。

### (2) 広島県障害者自立支援協議会

県は、この計画の推進に係る具体的な課題について、障害者、障害者団体、医師、障害福祉事業者団体、雇用関係機関、市町等で構成される「広島県障害者自立支援協議会」に意見を求めます。

#### ■ 広島県障害者施策推進協議会と広島県障害者自立支援協議会

広島県障害者施策推進協議会は、障害者基本法に基づき、都道府県障害者計画や都道府県障害福祉計画に関して、施策の総合的かつ計画的な推進に必要な事項を調査・審議する附属機関として設置されています。

広島県障害者自立支援協議会は、障害者総合支援法に基づき、県全域の障害者等への支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場として設置されています。

#### [障害者基本法]

第36条 都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市を含む。）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

#### [障害者総合支援法]

第89条の3 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない。

## II 区域の設定

障害者総合支援法では、県が区域を設定し、障害福祉サービス等の計画的な整備を進めることとされています。(第89条第2項第2号)

このため、次のとおり区域を設定し、計画的な整備を進めます。

### 1 考え方

障害福祉サービス等の提供に当たっては、障害者が生活する市町を基本的な単位として、きめ細かなサービスを提供することが必要ですが、広域的な提供体制の整備が必要な事業については、事業の内容やニーズに応じた広域的な単位を設定し、サービス提供体制づくりを進めます。

### 2 サービス区分による区域の設定

サービスの区分	区域
考え方	具体的なサービス
<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問系サービス</li> <li>居住系サービス（自立生活援助、共同生活援助に限る。）</li> <li>障害児通所支援</li> <li>相談支援、障害児相談支援</li> </ul> <p><b>【考え方】</b> 居宅における介護、地域の住まいの場、障害児に係るサービス及び相談の場などは、障害者等が地域で生活をするための基本的なサービスであることから、市町を区域として設定します。</p>	<p>【区域】 市町</p> <p>第6期計画・ 第2期計画見込量</p> <p><b>【具体的なサービス】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問系サービス P82</li> <li>●居住系サービス P102</li> <li>●障害児通所支援 P108</li> <li>●相談支援、障害児相談支援 P105 P118</li> </ul>
・日中活動系サービス（療養介護を除く。）	<p>【区域】 障害保健福祉圏域</p> <p>第6期計画・ 第2期計画見込量</p> <p><b>【具体的なサービス】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●日中活動系サービス P84</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>日中活動の場を提供するサービスは、広域的な提供体制の整備が必要であることから、障害者プランにおいて設定されている障害保健福祉圏域を区域として設定します。ただし、地域生活を支援する観点から、可能な限り市町でサービス量の確保に努めます。</li> </ul>	<p>【区域】 県全域</p> <p>第6期計画・ 第2期計画見込量</p> <p><b>【具体的なサービス】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●日中活動系サービス P97</li> <li>●居住系サービス P104 P119</li> </ul>
【考え方】 広域性をもった圏域を設定する必要があることから、県全域を区域とします。	

(参考) 広島県障害者プランにおける障害保健福祉圏域



圏域名	市町名
広島障害保健福祉圏域	広島市, 安芸高田市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 北広島町
広島西障害保健福祉圏域	大竹市, 廿日市市
呉障害保健福祉圏域	呉市, 江田島市
広島中央障害保健福祉圏域	竹原市, 東広島市, 大崎上島町
尾三障害保健福祉圏域	三原市, 尾道市, 世羅町
福山・府中障害保健福祉圏域	福山市, 府中市, 神石高原町
備北障害保健福祉圏域	三次市, 庄原市

※ この圏域は、保健・医療・福祉の総合的な連携を図るため、医療法に基づく広島県保健医療計画の「二次保健医療圏域」及び老人福祉法・介護保険法に基づく「ひろしま高齢者プラン」の「老人福祉圏域」と同じ圏域とするとともに、各計画の圏域の見直しの際には連動するものとして設定しています。

### Ⅲ 令和5（2023）年度の目標と取組

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画では、障害者等の地域生活への移行及び一般就労、障害児の地域での支援体制の整備について、令和5（2023）年度末に向けての具体的な数値目標を設定し、その推進に努めます。

成果目標については、県は、障害者総合支援法の規定に基づく基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号。以下「基本指針」という。）を踏まえ、市町に対して第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画作成に係る基本的な考え方を示し、各市町は、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の進捗状況やそれぞれの地域のニーズ等の実情を踏まえ、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の目標値を設定しており、県は、これを基本として目標値を定めています。

**安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン**  
県民一人一人が「安心」の土台と「誇り」により、夢や希望に「挑戦」しています

#### 計画の基本理念、目指す姿（P2）

#### 重点的な取組 《成果目標【令和5（2023）年度】》

##### 地域共生社会の推進

###### 1 福祉施設から一般就労への移行等（P 18）

- 一般就労移行者数（R元年度末⇒R5年度末） 459人⇒591人(1.29倍)  
うち、就労移行支援事業利用者数（R元年度末⇒R5年度末） 234人⇒310人(1.32倍)  
就労継続支援A型事業利用者数（R元年度末⇒R5年度末） 78人⇒106人(1.36倍)  
就労継続支援B型事業利用者数（R元年度末⇒R5年度末） 101人⇒127人(1.26倍)
- 一般就労移行者のうち、就労定着支援事業利用者の割合 72%
- 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所数 35事業所（全45事業所の78%）

###### 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（P 46）

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 316日以上
- 精神科病床における1年以上長期在院者数（R5年度末）  
2,766人(65歳以上), 1,649人未満(65歳未満)
- 入院後3か月時点の退院率 69.0% ○ 入院後6か月時点の退院率 86.0%
- 入院後1年時点の退院率 92.0%

###### 3 福祉施設の入所者の地域生活への移行（P 49）

- 福祉施設から地域生活への移行者数 144人（R元年度末入所者の4.8%）
- 施設入所者数（R元年度末⇒R5年度末） 3,022人⇒2,979人(△43人(△1.4%))

###### 4 地域生活支援拠点等（システム）が有する機能の充実（P 49）

- 地域生活支援拠点等（システム）を確保し、年1回以上運用状況を検証・検討  
23市町【32か所】

###### 5 相談支援体制の充実・強化（P 57）

- 総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保  
23市町

## 重点的な取組 ≪成果目標【令和5（2023）年度】≫（つづき）

### 6 障害福祉サービス等の質の向上（P 6.1）

- 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 県, 23市町

#### 障害の重度化、多様化等に配慮したきめ細かい支援

### 7 地域における重層的な障害児支援体制の構築（P 3.9）

- 児童発達支援センター設置 23市町
- 保育所等訪問支援を利用できる体制の整備 23市町
- 難聴児支援のための中核的な機能を有する体制の構築 確保

### 8 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備（P 4.3）

- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保 23市町
- 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保 23市町
- 医療的ケア児支援のための関係機関等の協議の場の設置 県, 各圏域, 23市町で設置
- 医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置 県, 23市町で配置

#### 自然災害、感染症への対策

### 9 災害、感染症対策の推進（P 6.9）

- 避難行動要支援者名簿のうち個別避難計画の策定対象者の選定が完了している市町数 23市町

## 施策体系（成果目標の達成に向けた取組）

### 1 自立と社会参加の促進による共生

（1）障害に対する理解と権利擁護の推進

P11

（2）雇用・就労の促進

P13

（3）情報の保障の強化

P24

（4）スポーツ・文化芸術活動の推進

P28

### 2 保健、医療の充実

（1）保健・医療提供体制の充実

P32

（2）療育体制の充実

P37

（3）医療と福祉の連携

P44

### 3 地域生活の支援体制の構築

（1）福祉サービス等の提供

P48

（2）住まいの場の確保

P53

（3）相談支援体制の構築

P55

（4）良質な障害福祉サービス等の提供

P60

（5）災害、感染症対策の推進

P64

各種  
指標等